

健康保険法施行令の一部を改正する 政令の一部改正について

インセンティブ制度に係る令和2年度実績の評価方法等については、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発出されたことにより、当該地域やそれ以外の地域によって特定健診及び特定保健指導等の取扱いの差が生じたこと、新型コロナウイルス感染症の影響により医療機関及び健診機関への加入者の受診控えが生じたことをふまえ、検討を行った結果、第113回運営委員会(令和3年11月26日開催)において、「令和2年度の実績値については、補正を行わずに、令和2年度実績を反映する令和4年度のインセンティブ保険料率は、千分の0.0七(0.007%)に据え置く」ことで、運営委員会として意見集約が行われました。

その後、厚生労働省の「第43回 保険者による健診・保健指導等に関する検討会(令和3年11月19日開催)」を経て、別紙1のとおり、健康保険法施行令及び健康保険法施行規則(以下、「政令等」という。)が改正されました。

今回の改正により、令和4年度のインセンティブ保険料率は、令和3年度と同様に0.007%に据え置かれることとなりました。なお、令和5年度からは政令等の本則に規定された0.01%に引き上がることとなります。

保 発 1222 第 3 号
令和 3 年 12 月 22 日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

健康保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令等の公布について

健康保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和3年政令第339号。以下「改正政令」という。）及び健康保険法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第197号。以下「改正省令」という。）が本日公布及び施行されたところである。

改正政令及び改正省令の趣旨等は下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、実施に当たってはこれらに留意の上、遺漏ないように取り扱われたい。

記

第1 改正の趣旨及び内容

新型コロナウイルス感染症の影響等に鑑み、全国健康保険協会が管掌する健康保険の保険料率について設けられている加算・減算制度（協会インセンティブ制度）に係る加算率（以下単に「加算率」という。）について、令和4年度も令和3年度と同様の加算率（0.007%）とすること。

第2 施行期日

改正政令及び改正省令ともに、公布の日（令和3年12月22日）から施行すること。